

文化・スポーツ大会等運営交付金交付要綱

(要旨)

第1条 市長は、浜松市立小学校及び中学校文化・体育団体（以下「小・中学校文化・体育団体」という。）事業の円滑な運営を図るため、小・中学校文化・体育団体に対して交付金を交付するものとし、その交付に関しては浜松市補助金交付規則（昭和55年浜松市規則第17号）及びこの要綱の定めるところによる。

(交付対象事業)

第2条 交付金は、小・中学校文化・体育団体が主催する、別表1に掲げる事業について交付する。

(交付対象経費及び交付額)

第3条 交付の対象となる経費は、別表2に掲げる経費の総額とし、その額は、予算の範囲内とする。

(交付の申請)

第4条 交付金の交付を受けようとする小・中学校文化・体育団体の長は、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 交付金交付申請書 (第1号様式)
- (2) 事業計画書 (第2号様式)
- (3) 収支予算書 (第3号様式)

(交付の決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請書の提出があった場合、その内容を審査し適当と認めるときは、交付金の交付額を決定し、小・中学校文化・体育団体の長に交付金交付決定通知書（第4号様式）により通知するものとする。

(概算払の申請)

第6条 交付金の概算払を受けようとするときは、下記書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 交付金概算払承認申請書（第5号様式）
- (2) 資金計画書 (第6号様式)
- (3) 請求書 (第7号様式)

(概算払の承認通知)

第7条 市長は、概算払の必要があると認めるときは、交付金概算払承認通知書（第8号様式）により通知するものとする。

(実績報告)

第8条 小・中学校文化・体育団体の長は、当該交付に係る事業が完了したときは、事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は交付年度の翌年度の4月10日、いずれか早い日までに、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 事業完了報告書 (第 9 号様式)

(2) 事業報告書 (第 10 号様式)

(3) 収支決算書 (第 11 号様式)

(確定通知)

第 9 条 市長は、前条の規定による報告関係書類の提出があった場合、その内容を審査し
適当と認めるときは、交付額を確定し、小・中学校文化・体育団体の長に交付金交付確
定通知書 (第 12 号様式) により通知するものとする。

別表 1 (第 2 条関係 交付対象事業)

主催団体	交付対象事業
浜松市小学校体育連合	浜松市小学校 30 分間回泳、浜松市小学校水泳大会、浜松市小学校陸上大会、各部会におけるスポーツ活動、指導者研修会
浜松市中学校体育連盟	浜松地区中学校夏季総合体育大会、浜松地区中学校新人総合体育大会、その他夏季総合体育大会、新人総合体育大会に相当する大会、指導者研修会
浜松市小学校文化連盟	小学生の音楽科及び図画工作科に関する発表会、展覧会、指導者研修会
浜松市中学校文化連盟	中学生の音楽や美術、弁論等の文化活動に関する発表会、展覧会、指導者研修会

別表 2 (第 3 条関係 交付対象経費)

区分	内容
報償費	謝礼、講師謝礼、記念品
旅 費	旅費
需用費	消耗品、印刷製本費
役務費	保険料、郵便料、電話料、手数料、クリーニング代
委託料	大会の円滑な運営のために必要な業務委託料
使用料	会場使用料、駐車場使用料

附 則

この要綱は、平成 1 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。